

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

●保険証（被保険者証）を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

後期高齢者医療の保険証は郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人（認定を受けようとするときは届け出が必要）に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和元（平成31）年7月31日ですので、**8月1日**からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は現在のうすい緑色からうすい紫色に変わります。

《7月31日まで・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成31年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成31年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成30年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和2年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	令和2年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和元年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



※古い保険証を処分される
ときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど
十分注意してください。

●令和元年度の保険料額が決定しました。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和元年度の保険料は平成30年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。なお、決定通知書に表記の年度は4月から「平成31年度」が始まっているため、「平成31年度」と表記しています。予めご了承ください。

保険料の 決まり方	令和元年度の保険料	=	均等割額	+	所得割額
	限度額62万円（年額） ※100円未満切捨て		被保険者1人当たり 41,214円		被保険者の所得 × 所得割率 7.75%

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、次の2種類の方法があります。

- ①年金からのお支払い「特別徴収」
年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。
- ②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」
特別徴収とならない人は、郡上市から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

●保険料のお支払いが難しいとき

保険年金課では、保険料の納付に関する相談を受け付けています。失業や災害などで納付が困難な場合は早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人であっても、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。希望される人は、保険年金課に問い合わせください。

●令和元年度の保険料軽減措置について

保険料の軽減措置については、特例措置が行われてきましたが、平成30年度から段階的に本則への見直しが行われています。令和元年度は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いします。

①保険料「均等割額」の軽減 改正

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	本来の軽減	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下		8.5割	7.75割	7割
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員が各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません	7割	改 8割	7割	
33万円+改 28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+改 51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険※の扶養家族であった人の保険料「均等割額」の軽減 改正

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の扶養家族であった人は、所得割額の負担はなく、均等割額の軽減割合が**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。なお、所得が低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

ぎふ・さわやか口腔健診について

市では、後期高齢者医療制度に加入されている人を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。

この健診では、歯や歯肉はもちろんですが、特に「かむ」「飲み込む」などのお口の機能について問診や検査を行います。お口の中の細菌や食べ物が誤って気管に入ることによって起こる肺炎を予防するなど、お口の健康を維持することにより体全体の健康増進を図ることを目的としています。

この機会に健診を受けて、いつまでもお口をいきいきとした状態に保ち、体の健康維持に努めましょう。

期間：令和元年6月～12月(※年内診療最終日まで)

費用：自己負担額300円(※舌や飲み込む力の検査をしない場合は200円)を歯科医院の窓口にてお支払いください。

▶受診を希望される人は、後期高齢者医療被保険者証を持参のうえ、次の市内歯科医院へ直接申込みください。

【八幡】

白木屋歯科医院 Tel67-1166
 算歯科医院 Tel65-3188
 たかはし歯科 Tel65-6480
 畑佐歯科医院 Tel65-2533
 俊歯科医院 Tel66-0186
 はるこま歯科医院 Tel65-6612

【白鳥】

曾我歯科医院 Tel82-4788
 田代歯科医院 Tel82-2230
 中村歯科医院 Tel82-4262
 西村歯科医院 Tel82-4433

【大和】

岩谷歯科医院 Tel88-4155
 さくら歯科医院 Tel88-1108

【和良】

国保和良歯科診療所
 Tel77-4008

【美並】

太田歯科医院 Tel79-3771

問 健康福祉部保険年金課 ☎ 67-1822